

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

国民年金の保険料については、納付書が送付されてきた時点で私又は夫が市役所あるいは金融機関で納付していた。また、申立期間当時は自営業を営んでいたが、経営は順調であり、保険料を納付できない状況ではなかったと記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得でない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、納付記録が確認できる昭和47年4月以降の国民年金保険料について、申立期間を除き全て納付しており、60歳到達後の平成19年*月から23年10月までは任意加入（付加年金）し、当該期間の保険料を全て前納していることから、申立人の年金への関心及び納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は見られず、申立人が国民年金保険料を納付しない事情等も見当たらないことから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

結婚後に妻が夫婦の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料の納付や免除申請手続は全て妻が行ってきた。納付できない時は免除を申請し、少しでも納付できる時には自分の分だけでも納付してきた。

申立期間前後の期間が免除とされているのに、申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の昭和59年10月から平成7年12月までの期間の納付記録を見ると、申立期間を除き、免除期間は夫婦同一の記録であることから、申立人の妻が、申立期間についても、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていたものと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付や免除手続を行ったとする申立人の妻は、「どうしても納付できない時は免除申請し、少しでも納付できる時には夫の分だけでも納付してきた。」と供述しているところ、申立人の婚姻後の納付記録は、申立期間、婚姻当初の13か月間及び申立人が死亡する直前の25か月間を除き、29年間にわたり、納付済期間と免除期間が繰り返され、未納期間は無く、一部の免除期間については追納しているなど、申立人の国民年金に対する真摯な姿勢がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、生活状況にはほとんど変化は無かったと述べているところ、申立期間の前後の期間については、夫婦共に免除期間とされており、申立期間の3か月のみ免除を認められなかったと

は考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年9月までの期間、56年10月から57年2月までの期間、58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年9月まで
② 昭和56年10月から57年2月まで
③ 昭和58年2月及び同年3月

最初に勤務した事業所を退職した後、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していた。

両親からも、若い時から年金だけは必ず納付するように言われていた記憶も有り、申立期間の保険料が未納又は未加入とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年8月から同年9月頃、A町に払い出されたものと推察されることから、申立人は、最初に勤務した事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年7月31日以降、同町において国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、「B市で加入手続を行ったと思う。」とする申立人の供述とは符合しない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料納付に関する記憶も明確ではない上、B市に現在残されている管理資料によると、昭和55年4月から同年9月まで未納と記録されている以外は納付状況の確認ができない。

さらに、昭和55年12月頃にC町において作成された国民年金被保険者名簿には、同年7月から同年9月までの収納記録欄に、「未納保険料督促」と表記されているところ、同町では、「前住所地の名簿又は納付記録の情報により記録されたと考えられる。」と回答しており、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人は、当該期間の直前に勤務していた事業所において昭和56年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、「会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。」と主張するのみで、申立期間②当時における納付の具体的な記憶が明確ではなく、納付状況が不明なため、行政側の記録管理に不手際があったとまでは言い難い。
- 3 申立期間③について、C町が保管していた申立人の国民年金手帳記号番号（*）に係る被保険者名簿には、昭和55年12月24日にB市に転出した後、同町に再び転入した記録は無く、納付記録も確認できない。

また、C町においては、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号（*）に係る被保険者名簿も保管されており、当該記号番号は、前後の任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号から、昭和59年4月1日から同年4月11日頃に同町に払い出されていたものと推察されることから、同名簿の納付記録は、同年1月以降の国民年金加入期間に係る保険料納付が確認できるものの、申立期間③の納付については確認することができない。

さらに、申立人のC町において勤務した事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和59年1月1日）と、申立人が保管している年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」が符合していることから判断すると、申立期間③については、国民年金への切り替え手続が行われなかったと考えるのが自然である。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から54年3月までの期間及び60年6月から61年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から54年3月まで
② 昭和60年6月から61年5月まで

20歳になった当時、祖父の経営するA社で勤務しており、給料等は当時同居していた母親に渡し、生活費や母子の国民年金保険料に充てていた。

母親からは、私の給料で母の分と私の分を納めていたと聞いていたので、母親が納付済みであるのに自分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月頃に付番されていることが推認できることから、この時点においては申立期間①のうち、47年10月から52年6月までの国民年金保険料は、時効のため納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親の納付記録を確認したところ、共に納付済みとなっている期間において申立人と母親の納付時期が相違している期間が複数あり、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡しているため、国民年金の加入等に関する供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 13 年 1 月までの期間及び 14 年 2 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月から 13 年 1 月まで
② 平成 14 年 2 月から同年 10 月まで

平成 17 年か 18 年頃、A 市役所で手続した際、職員から全て納付できると言われたため、過去の保険料として 100 万円弱を納付した。同市の職員からは未納は無いとはっきり言われたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成 17 年 12 月に、申立期間以外の免除期間及び未納期間については追納及び過年度納付し、当該年度分については現年度納付していることが確認できるが、申立期間については免除期間として管理されていた期間ではなく未納期間であったため、申立人が納付したと主張する時期においては、時効のため保険料を納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人は申立期間の保険料を市役所の窓口で納付したと供述しているところ、保険料を納付したと主張する時期においては、市役所では国民年金保険料の収納はできなかつたため、当時の事務とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する当時に勤務していた B 医療機関に係る、平成 17 年分給与所得の源泉徴収票に記載された国民年金保険料等の金額と、オンライン記録で確認できる上記の追納、過年度及び現年度納付による納付金額が一致している上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 2 月まで

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を得た。

申立期間については、A 市において自営業を営む夫が国民年金に加入しており、私か夫のいずれかが保険料を支払っていた記憶が有るので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 8 月頃に B 市に払い出されていることが確認できることから、当該時点において申立期間の国民年金保険料は時効のため納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確ではない上、申立期間に居住していた A 市においても、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 11 日から 58 年 11 月 11 日まで
前職を退職した日の翌日からA社（現在は、B社）C店に6時間勤務のパート事務員として勤務した。入社時に年金手帳を会社に提出し、厚生年金保険に引き続き加入したと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A社C店にパートの事務員として勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じ昭和58年11月11日に被保険者資格を取得した者が120人確認できるところ、このうち、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は、「私は、C店が開店した昭和54年5月から6時間勤務のパート事務員として勤務していた。厚生年金保険の事務も担当していたが、入社後数年経過した頃に、公的機関からパート従業員に係る厚生年金保険への加入指導があり、多数のパート従業員の加入手続を行い、私もその時に加入したと記憶している。」と供述している。

また、当該同僚二人のうち、他の一人は、「私は、C店の開店時から申立人と同じ職場に6時間勤務のパートとして勤務していた。当初は厚生年金保険に加入できなかったが、後に加入が認められ、昭和58年に加入した。」と供述している上、申立人と同日に被保険者資格を取得した者のうち、申立人と同様に、パートとして勤務していたと供述する複数の者も、勤務を開始した時期と厚生年金保険の資格取得日が一致していないと供述していることか

ら、申立期間当時、A社C店では、必ずしも全ての従業員を勤務開始と同時に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「当時の記録が無く、申立人の在籍確認等ができない。」と回答しており、申立人の勤務開始時期及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。